別記様式(第6関係)

		担当課	都市計画課
会議の名称	鴻巣市都市計画審議会常務委員会		
開催日	令和4年12月20日(火)		
開催時間	午前9時27分 開会 ・ 午前10時00分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎 4	階 大会議室	
議長(委員長・会長) 氏 名	委員長 宮永 文雄		
出席者(委員)氏名	織田 京子、川﨑 葉子	·、大塚 明夫	
(出席者数)	佐藤 泰彦、宮永 文雄	生、新井 昌行	(委員長1名、委員5名)
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	芝嵜 和好		(委員1名)
	都市建設部長		清水 洋
事務局職員職氏名	』 副部長		五十嵐 剛
	ッ 都市計画調	長	戸ヶ崎 徹
	"	副参事	島田 幸男
	"	計画担当主査	飯塚 大輔
	"	ル 副主	查柳忍
	11 11	ル 主事	補 柴田 瞳子
傍聴の可否	可可		
(傍聴者数)	(0名)		
(34 pz)			

(議題)

議案第1号 鴻巣都市計画 生産緑地地区の変更 (案) について (鴻巣市決定)

会 (決定内容)

○議案第1号について説明、質問回答を行った。全会一致で原案のとおり可決された。

内容

議

 \mathcal{O}

(説明の概要)

○議案第1号

生産緑地法第 14 条の規定に基づき行為制限解除されたことにより、生産緑地地区の変更を行う。

(主な質問事項)

【議案第1号について】

Q. 1

廃止、変更の理由について説明があったが、全部廃止のところと、一部廃止のところがある。一部廃止について、残っている生産緑地はどのような扱いか。

Α.

一団の生産緑地の中で一部残っているところは、複数の所有者が1つの生産緑地にまとまっている場合であり、その中で、廃止される方とされない方がいる、ということになる。

Q. 2

複数の所有者の方がいる場合は、亡くなったり、故障したりした方の部分のみ廃止する、 ということでよろしいか。

Α.

その認識でよい。

Q. 3

一部廃止で面積が残るところは、まだ生産緑地の耕作する期間がある、ということでよいか。

Α

はい、まだ生産緑地の期間が残っている。

Q. 4

複数の所有者ということは、生産緑地の番号が違う、ということか。生産緑地の所有者は1人ではないのか。

Α.

例えば議案書 P. 10では黄色の部分を今回削除し、赤枠の部分を残す。これらを併せたたものが生産緑地の一地区になる。黄色の部分は死亡や故障で生産緑地を解除し、赤枠の部分は別の方が耕作している、という解釈になる。地区の中で耕作する人が何人かいる。

Q. 5

つまり、1つの生産緑地に複数の所有者がいる、ということか。 それならば、どこの誰が死亡や故障をしたので削除する、ということを議案書に明記すべきではないか。

Α

ご指摘の通り、図面上ではわかりずらいところもありますが、故障の詳細までは個人情報の観点から記すことができない。

Q. 6

所有者が3人のうち1人が故障した、のように明記してもらえれば今のような疑問がなくなる。

Α.

ご指摘の点について、今後、説明の中で触れられるようにしていきたい。

Q. 7

過去に参加した他市町村の審議会で、生産緑地に指定していても適正な管理ができてない、という指摘が挙がった。鴻巣市では、管理はどのように行っているか。

A.

職員が見回りを行っている。適正な管理ができていないことを確認したら、管理者に連絡をとり、適切な管理を促している。

- 1 次第
- 配布資料
 - 2 議案書3 議案資料
 - 4 鴻巣市都市計画審議会常務委員会委員名簿
 - 5 配席表

3